

令和 5 年住宅・土地統計調査

調査事項の変更について

令和 3 年 10 月 21 日

総務省統計局
統計調査部国勢統計課

1. 新規調査事項

第4回研究会において、適用について引き続き検討することとした新規調査事項についての検討結果は、次のとおり。

要望	可否	可否の理由等
【調査票甲・乙共通】 ▶ ヒートショック等の高齢者の家庭内における事故の未然防止・抑制を推進する観点から、浴室暖房乾燥機の設置状況について把握	可	▶ 住生活基本計画にヒートショック対策等の促進が明記されており、浴室暖房乾燥機の使用率が観測・実況指標に設定されていることから、政策的なニーズがあるため、既存の調査項目の回答欄を分割する。
【調査票甲・乙共通】 ▶ 地球温暖化対策に関する補助事業や施策展開の基礎資料とするため、省エネルギー設備等において、家庭用エネルギーシステムや電気自動車充電設備等、家庭用省エネ設備の有無を調査	否	▶ 家庭用省エネ設備の全てを追加することは、記入者負担の増加を招くことから、国土交通省に優先順位を照会したところ、家庭用蓄電池の提案があった。 ▶ 一方、日本電気工業会の統計データなど、民間調査により代替把握も行っていることから、適用しない。
【調査票甲・乙共通】 ▶ 既存住宅状況調査(インスペクション)の全国的な把握及び普及に向けた効率的・効果的な施策の推進に向け、建築士等による劣化・不具合の調査の有無を追加	否	▶ 世帯が既存住宅状況調査(インスペクション)の定義を正しく理解して適正な回答を得られるか疑問があるため、適用しない。

2. 既存調査事項

第4回研究会において、他の統計で代替把握が可能か、又は社会情勢の変化に伴い区分の見直しを検討することとした既存調査事項についての検討結果は、次のとおり。

世帯全員の1年間の収入(調査票甲・乙共通-第2面)

・ボーナス・残業手当など臨時収入 や配当金など財産収入 年金 なども含めます	100	100	200	300	400	500	700	1000	1500	2000
・仕送り金も収入とします	万円未満	200万円未満	300万円未満	400万円未満	500万円未満	700万円未満	1000万円未満	1500万円未満	2000万円未満	万円以上
・自営業の場合は 売上高ではなく 営業利益を記入してください	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【検討結果】

- ▶ 高齢単身世帯の増加や若年層の生活困窮、孤立・孤独対策の強化などを背景に、住まいのセーフティネットを今後より充実させていく必要がある。
- ▶ 公営住宅法施行令における家賃の算定方法に用いられる入居者の最下限層の収入を、所得控除前に戻した年収は約200万円とされているところ、平成30年住宅・土地統計調査の「世帯全員の1年間の収入」ごとの世帯数の分布を見ると、「100～200万円未満」の区分に12.0%程度の世帯数が存在しており、これら世帯の居住実態を、より正確に把握するため、「100～200万円未満」を「100～150万円未満」及び「150～200万円未満」に分割する。

公営住宅法施行令(昭和二十六年政令第二百四十号)(抄) (家賃の算定方法)

第二条 公営住宅法(以下「法」という。)第十六条第一項本文及び第四項の規定による公営住宅の毎月の家賃は、家賃算定基礎額に次に掲げる数値を乗じた額(当該額が近傍同種の住宅の家賃の額を超える場合にあっては、近傍同種の住宅の家賃の額)とする。

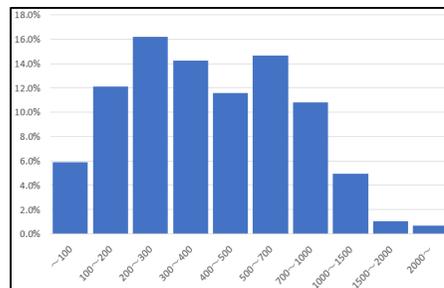
一～四(略)

2 前項の家賃算定基礎額は、次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

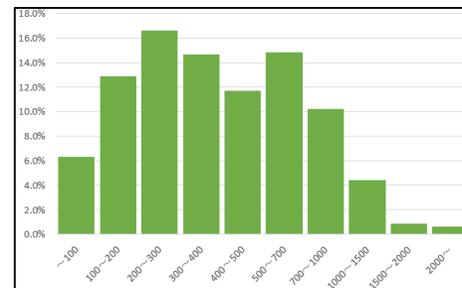
入居者の収入	額
十萬四千元以下の場合	三萬四千四百円
(略)	(略)

【月収10.4万円 × 12月 + 所得控除額 ≒ 200万円】

参考：住宅・土地統計調査における世帯全員の1年間の収入別世帯数の分布



【H30調査】



【H25調査】

2. 既存調査事項（続き）

通勤時間（片道）（調査票甲・乙共通-第2面）

4 通勤時間（片道）

自宅・ 住み込み	15分未満	15分～ 30分未満	30分～ 45分未満	45分～ 1時間未満	1時間～ 1時間30分未満	1時間30分～ 2時間未満	2時間以上
-------------	-------	---------------	---------------	---------------	------------------	------------------	-------

【検討結果】

- ▶ 社会生活基本調査で通勤時間を把握しているものの、令和3年調査の調査票から「住宅の種類」（持ち家、民営の賃貸住宅など）が、結果表の閲覧件数が少ないことを理由に削除された。
- ▶ このことから、通勤時間と住宅の基本属性をクロスした集計事項は存在しなくなるため、**引き続き住宅・土地統計調査で調査**する。

子の住んでいる場所（調査票甲・乙共通-第2面）

5 子の住んでいる場所

・子の配偶者も子に含めます
・子が2人以上いる場合は
最も近くに住んでいる子について
記入してください

子はいない

一緒に住んでいる
（同じ建物又は敷地内に
住んでいる場合も含めます）

徒歩5分
程度の場所に
住んでいる

子がいる

片道15分
未満の場所に
住んでいる

片道1時間
未満の場所に
住んでいる

片道1時間
以上の場所に
住んでいる

【検討結果】

- ▶ 国民生活基礎調査（大規模調査：周期3年）で子の住んでいる「場所」を把握しているものの、子の住んでいる場所と住宅の基本属性をクロスした集計事項は存在しないため、**引き続き住宅・土地統計調査で調査**する。

2. 既存調査事項（続き）

居住室の畳数（調査票甲-第2面、調査票乙-第3面）

8 居住室

室数の合計及びその畳数

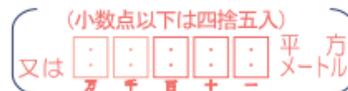


※着色された箇所が記入の対象になります

- ・同居世帯がある世帯では 同居世帯が使用している室も含めます
- ・同居世帯では 使用している室数の合計とその畳数を書いてください
- ・食事室兼台所（ダイニング・キッチン）は居住室に含めますが 流しなどの部分を除いた広さが3畳に満たない場合は含めません



(小数第1位まで)



(小数点以下は四捨五入)



【検討結果】

- ▶ 国民経済計算の住宅賃貸料の算出に、当該項目を元に算出する「1畳あたりの家賃」が利用されていることから、削除の可能性について、引き続き内閣府と調整中